

「求められる弁理士」という特集に当たって

パテント編集委員会副委員長 田中康幸

弁理士の業務範囲の拡大が図られています。特許，著作権等についての契約業務，特許，特定の不正競争等に関する事件の仲裁の代理（弁理士法第4条）なども行なえるようになっております。今年には，限定的にはありますが，特許侵害訴訟の代理が認められる，いわゆる付記弁理士の制度がスタートします。しかし，弁理士がやっていい範囲が広がったからといって，すぐにすべての弁理士がうまくできるわけではありません。各業務についての知識の涵養，経験の積み重ねが必要であることはいうまでもありません。

弁理士の大幅な増員が図られています。昨年度の弁理士試験の合格者は466名です。以前，弁理士資格を目指す人は，特許事務所のスタッフや企業の特許部，知的財産部のスタッフの方々はかなりを占めていました。つまり，特許等の知的財産に関する仕事をしながら，また弁理士の仕事の補助をしながら弁理士資格を取得する者が多かった。しかし，最近では，「弁理士」という職業の知名度も上がり，それにつれて弁理士資格を目指す人の幅も広くなり，実際の仕事に触れずに弁理士資格を有することとなった方も多くなってきています。勿論資格が先で全然かまわない。資格を得て，資格に違わぬ知識，技術を身に付けければいいのですから。日本弁理士会の新人研修も，そのような状況を考慮して実務に重点を置いたものになってきています。

特許法等の改正が図られています。審査の促進，知的創作の保護の強化，制度の国際的ハーモナイゼーション等のためです。昨年には，プログラム等の物としての保護対象の明確化，間接侵害の成立範囲の拡大などにつき改正がなされました。弁理士は，法律の改正に適切に対応できなければ，依頼者の利益を守ることができません。例えば，特許の補正の時期，内容について改正がされた場合，適切に対応しなければ，明細書に有効な発明が開示されているにもかかわらずその権利化が困難になったり，狭い範囲での権利しか取得できなかったり，といった結果にもなりかねません。つまり，資格に違わぬ知識，技術を身に付けていなければならないのは，すべての弁理士にとっていえることです。

更に，日本の弁理士の専任事項ではありませんが，日本の弁理士は，海外への出願等の仲介役をしております。外国への出願だからといってすべて外国の弁理士，特許弁護士に任せられるわけではありません。従って，弁理士には外国の特許法，特許制度についての知識も要求されます。

しかし，弁理士に求められているものは，以上のような業務についての知識，技術を身に付け，経験を積む，ということだけでしょうか。弁理士が，自ら「弁理士に求められること」と考えていることと，依頼者が弁理士に求め，期待していることとは一致しているのでしょうか。依頼者はもっと弁理士にやってもらいたいと思っていることがあるのではないのでしょうか。一方，弁理士自身も，今ある業務にとらわれず，知的財産の分野で何ができるかを考えてもいいのではないのでしょうか。昨年成立した「知的財産基本法」の場での弁理士の役割は，是非考えなければならないことです。

このような背景から，先ず，弁理士には，何が求められ，何が期待されているかを広く探ってみようという思いに至り，この特集を組むことと致しました。具体的には，企業の知的財産部等に所属の方々，特に特許等に関する権利の取得，防御の最前線にいるの方々にお集まりいただき，座談形式で特許等に関し，また弁理士に関し，忌憚のないお話をさせていただきました。技術移転機関（TLO）に所属の方には，TLOの立場から弁理士に求めることを書いていただきました。常設特許相談員を経験されたの方々には，相談の経験を通して，弁理士に求められていることを書いていただきました。

広く意見を聞くということであれば，当然，個人の発明家，特許庁の審査官，審判官，裁判官，更には外国の弁理士，特許弁護士のご意見も聞くべきですが，今回の特集ではそこまでは至っておりません。次の機会に譲りたいと思います。

日々の仕事に追われておられますと，なかなか客観的に自分の仕事を見るということはありません。弁理士の増員が進められているということは社会の要請があるからであり，「弁理士」には口を糊するもの以上のことが期待されております。今回の特集で組んだ内容は，皆様の研鑽の用に資するだけでなく，「求められる弁理士」，積極的に言えば「弁理士がなすべきこと」を考える上で役に立つものだと思料致します。